会議記録(1)

会議名称	令和4年度第1回北本市自治基本条例審議会				
開会及び	令和5年1月25日(水)				
閉会日時	開会 午後2時00分 閉会 午後3時30分				
開催場所	北本市役所 3 階 委員会室 2				
議長氏名	会長 西村一孝				
出席委員 (者)氏名	佐藤利彦 田島和生 髙松千惠子 上田久美子 長島幸枝 大川原啓子 西村一孝				
欠席委員 (者)氏名	安江洋 大島優子				
説明者の	行政経営部行政経営課長 福島弘行				
職氏名	同企画調整担当GL 髙橋良輔 同主任 國友裕太				
事務局職員	行政経営部行政経営課長 福島弘行				
職氏名	同企画調整担当GL 髙橋良輔 同主任 國友裕太				
会議次第	 開会 委嘱状交付 市長挨拶 委員紹介 会長及び副会長の選出 議事 会議の公開・非公開について 北本市自治基本条例審議会の進め方について その他 閉会 				
配布資料	 ・次第 ・資料1 北本市自治基本条例の検証について(答申)令和4年4月20日 ・資料2 北本市自治基本条例審議会の進め方(案) ・広報きたもと8月号(2022年) ・参考資料1 北本市自治基本条例《条例の手引き》 ・参考資料2 北本市自治基本条例審議会規則 ・参考資料3 北本市自治基本条例審議会委員名簿 				

発 言 者	発 言 内 容					
事務局	1 開会 本審議会は北本市自治基本条例審議会規則第5条第2項の規定により、過半数の出席が必要です。本日は、委員9名中7名の御出席を頂いていますので、会議が成立することを御報告いたします。					
	2 委嘱状交付 3 市長挨拶					
	4 委員紹介					
事務局	5 会長及び副会長の選出 それでは、会長及び副会長の選出をいたします。会長及び副会長が決定するまでの間は、市長が仮議長を務めさせていただきます。					
仮議長(市長)	当審議会の会長及び副会長は、北本市自治基本条例審議会規則第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとしております。 どなたか会長に立候補される方、又は、推薦される方はいらっしゃいますか。					
	【事務局一任の声】					
仮議長(市長)	事務局から案をお願いします。					
事務局	当審議会において副会長を務められ、また、自らも協働によるまちづくり に取り組まれている西村一孝委員に会長をお願いすることを提案いたしま す。					
仮議長(市長)	事務局から西村一孝委員を会長に推薦する案が示されました。いかがでしょうか。					
各委員	【異議なし】					
仮議長(市長)	委員の皆様の了承を頂きましたので、会長は西村一孝委員にお願いをいた します。					

続きまして副会長に立候補される方、又は、推薦される方はいらっしゃいますか。

【事務局一任の声】

仮議長(市長)

事務局から案をお願いします。

事務局

当審議会の委員を3期務められていることや、男女共同参画の推進を図る 観点から、髙松千惠子委員に副会長をお願いすることを提案いたします。

仮議長(市長)

事務局から髙松千惠子委員を副会長に推薦する案が示されました。いかがでしょうか。

各委員

【異議なし】

仮議長(市長)

委員の皆様の了承を頂きましたので、副会長は髙松千惠子委員にお願いを いたします。

それでは、会長、副会長に選出されましたお二人から御挨拶をお願いしま す。

【会長及び副会長 挨拶】

仮議長(市長)

会長、副会長が選出されましたので、ここで仮議長の職を降ります。

事務局

三宮市長につきましては、他の公務がありますため、ここで中座させてい ただきます。

【三宮市長 退席】

事務局

それでは、西村一孝会長、髙松千惠子副会長は席の御移動をお願いします。 【西村会長、髙松副会長 席移動】

6 議事

事務局

これより議事に入ります。議事の進行につきましては、北本市自治基本条 例審議会規則第5条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いします。

|(1) 会議の公開・非公開について

西村会長

それでは議事に入ります。まず「議事(1)会議の公開・非公開について」、 事務局より説明をお願いします。

事務局

【事務局 会議の公開・非公開について説明】

- 情報公開条例第21条第1項第1~3号(非公開の要件)には該当 しないものと思料。
- 会議の公開に関する規則第2条により、会長から会に諮るもの。
- 会議の公開に関する規則第5条(会議資料の閲覧)について、議事 に係る会議資料について、傍聴人からの希望があれば閲覧させること としてよいか。

西村会長

事務局から、本審議会は原則公開とすること、傍聴人の希望があれば会議 資料を閲覧させること、について説明がありましたが、意見・質問等があり ましたらお願いします。

各委員

【特になし】

西村会長

それでは本審議会は公開することとし、傍聴人の希望があれば、会議資料 を閲覧させることとします。

事務局

本日は、傍聴人はおりませんでしたので、御報告いたします。

(2) 北本市自治基本条例審議会の進め方について

西村会長

それでは「議事(2)北本市自治基本条例審議会の進め方について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

【北本市自治基本条例審議会の過年度の審議内容について説明】

- 北本市自治基本条例第26条第2項各号に規定された審議事項とと もに、過去に開催した審議会の審議内容を説明。
- 同条例第26条第2項第1号は、同条例が適切に運用されているかということ。平成22年から北本市市民参画推進条例、北本市協働推進条例策定に当たり、また、平成26年には協働事業提案制度の提案事業について自治基本条例の趣旨から逸脱していないかについて審議した。審議会において審議していただいた内容は大部分がこの第1号に係る内容となっている。

- 同条例第26条第2項第2号は、条例の見直しに関すること。平成 25年に市民団体から北本市自治基本条例の改正を求める調査審議の 依頼を受け審議した。また、令和2年には経年により条例が形骸化し ていないか検証するように市長からの諮問を受け、審議した。
- 同条例第26条第2項第3号は、まちづくりの推進のために必要な 事項について調査、審議すること。平成24年に市民公益活動推進計 画を策定する際に計画内容について審議した。

【資料2に基づいて今後の審議会の進め方について説明】

西村会長

ただいま事務局より説明がありました。

令和4年4月に行った答申(資料1)の「3 審議のまとめ」(1)(2)で出された意見のうち、(1)「第16条『情報の公開及び発信』について」に対する取組として、広報きたもと8月号(2022年)に「手話べりかふぇ」や「特定非営利活動法人荒川藁の会」の活動等、まちづくりへの市民参加の事例がわかりやすく紹介されています。

そして、今回事務局から資料2で提示された案は、(2)「第22条『コミュニティの活動の支援』について」に対する取組を具体的に実行していくための方策の一つと考えられます。同答申の中では、「全ての住民が地域での課題を自分ごととして捉え、住民同士が積極的に連携して解決していくことが今後においてますます重要となってくる」という記述があります。まちづくりへの市民参加の機運を醸成するためには、住民だけではなく市役所職員も、地域での課題を自分ごととして捉え、住民と市役所職員が積極的に連携して解決していくことが今後においてますます重要となってくると私は思います。住民と市役所職員の相互の連携は難しいことだと思われますが、必要なことだと思います。そこで、今期の審議会では、市役所職員と私たち委員とで住民による地域活動に一緒に参加し、情報発信していくことで、まちづくりへの市民参加の機運を醸成していきたいと思っています。

事務局からの説明と、私からの意見について、皆様から御意見等はございますか。

髙松副会長

住民による地域活動を実際に見た上で審議会での議論を行っていくこと は大変良いことだと思います。

田島委員

北本市自治会連合会や北本市コミュニティ協議会でも、中心となって活動しているのは一部の高齢者だけという現実があります。どうしたら若い人に

各活動を見てもらい、参加してもらえるかということが大事になってくると思います。まずは知ってもらうことから始めないといけない。会議室の中だけで良いことを言っていても、誰も活動には参加してくれないのです。西村会長には、会長の立場を活かし、審議会としての意見を集約していただきたいと思います。

佐藤委員

先ほど西村会長がおっしゃった、住民と市役所職員とが積極的に連携して 地域課題を解決していくということが実践されれば、「市民参画」や「協働」 にも非常に取り組みやすくなると思います。

実際に今検討されている(仮称)市民活動交流センター、旧栄小学校の跡 地の活用方法についても当てはまる話で、市役所内で計画まで作られ、住民 はそれを事後承認するという形では、後から不満が出てくる可能性がありま す。計画策定や方針策定の段階からの市民参画が重要だと感じています。

長島委員

私自身もそうですが、いざ意見を求められたときに何を言ったら良いのかわからないことがあります。しかし、実際に皆様とお話を重ねると、自分の言いたいことがはっきりしてくるように思います。私たちが実際に住民による地域活動に参加することで、地域で活動されている住民の方にとっても、自分たちの困っていることを発信する良い機会になるのではないかと思います。

上田委員

多くの市民がそうだと思いますが、広報が毎月配布されていても、市でどのような活動がされているのかほとんど記憶には残っていないのが現実です。私自身、今回初めて審議会に出席して、委員の皆様が行っている活動の一端を知ることができました。住民による地域活動の現場に実際に出てみて人とつながるということは、重要なことなのではないかと思います。

大川原委員

私は公募委員ですので一市民の感覚で意見を申し上げますと、個人としてまちづくりに関するアイデアがあっても、それをどこに持って行けば良いのかわからないという現実があります。また、市役所に直接アイデアを持っていくのは心理的なハードルが高いです。市内には様々な活動をされている方がいらっしゃいますので、その方々の活動が他の市民に広く伝わるような状況をこの審議会の活動をとおして作っていければ良いと思います。

西村会長

皆様ありがとうございました。皆様からの意見にもありましたが、住民と 市役所職員が積極的に連携していくにはどうしたら良いかを審議会として

考えるために、住民による地域活動の現場に出て、実際に活動を見てみる、 ということが必要になると思います。

事務局から補足説明等はありますか。

事務局

先ほど御説明した資料 2 については、あくまでも現時点での案になります。今後の進め方については、委員の皆様からの意見を基に適宜柔軟に変更 を検討していくつもりです。

佐藤委員

資料2に記載のフェーズ2について、住民による地域活動に参加するというのは、この審議会の委員が自ら参加をするということですか。

事務局

そのとおりです。

佐藤委員

資料2に記載の第4回「ワークショップへの参加」というのは、「(仮称) 市民活動交流センター」の活用方法について、当審議会として関与していく ということですか。

西村会長

審議会として関与するというわけではありません。私たち委員が住民による地域活動や意見を表明し合意形成を図るワークショップへの参加を経験し、それらの場で各委員が感じたことを持ち帰り、議論を深めるということが一番の目的です。

それでは、地域活動等における協働や連携の裾野を広げていくために、本 審議会の進め方については、資料2のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

【異議なし】

(3) その他

西村会長

その他、委員の皆様から何かありますか。

各委員

【特になし】

西村会長

それでは、以上で本日の議事を終了し、進行を事務局にお戻しいたします。

7 閉会

事務局

以上をもちまして、「令和4年度第1回北本市自治基本条例審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

		以上